

市・県民税、所得税の申告は自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月17日(月)から3月16日(月)

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

【市・県民税の申告】 税務課市民税係

☎ 29 1 1 3 4

【所得税の申告】 伊勢税務署個人課税部門

(音声案内) ☎ 0 5 9 6 28 3 1 9 1

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。
いせシティプラザ(伊勢税務署西側)にて申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税 ○贈与税
- 平成30年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 令和元年(平成31年)中に事業を始めたかた
- その他、複雑な申告のかた



令和2年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは、申告が必要ですが、給与所得者には通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、国や地方公共団体に土地などを譲渡したかた、その他に何らかの所得があるかたは必ず申告書を提出してください。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必

申告が必要なかた

申告書は、前年の課税実績や課税資料などをもとに、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。

申告書が送付されなかつたかたについても、次の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。

申告相談は、表1の会場で行います。

市・県民税の申告

表1 市・県民税の申告相談日程

受付日	地区名	会場	受付時間
2月17日(月)～21日(金)		市民文化会館4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください。	
2月25日(火)	桃取	桃取コミュニティセンター	9:00～13:00
2月26日(水)	菅島	菅島老人憩の家	9:00～15:00
2月27日(木)	答志	答志コミュニティセンター (旧老人憩の家)	9:00～15:00
2月28日(金)	相対畔蛸	鳥羽磯部漁協相対支所 女性等活動拠点施設	9:00～15:00
3月2日(月)	神島	神島開発総合センター	9:00～15:00
3月4日(水)	和具	答志和具コミュニティセンター	8:30～12:30
3月5日(木)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
	浦村	本浦公民館	13:30～16:00
3月6日(金)	堅子	堅子老人憩の家	8:30～9:30
	千賀	千賀公民館	10:30～12:00
3月9日(月)	国崎	国崎公民館	14:00～16:00
	松尾・白木	松尾公民館	9:00～11:00
	若杉・河内岩倉	岩倉老人憩の家	13:00～15:30

受付日	地区名	会場	受付時間
3月10日(火)	坂手	坂手公民館	9:00～12:00
3月11日(水)	小浜・安楽島	市民文化会館4階 第3小会議室	9:00～16:00
	大明東・大明西 高丘		
3月12日(木)	一丁目～五丁目	市民文化会館4階 第3小会議室	9:00～16:00
	堅神・屋内 池上・船津 幸丘		
3月13日(金)・16日(月)		市民文化会館4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください。	

臨時申告相談所を開設します(土曜・日曜日を除く)

受付日	地区名	会場	受付時間
2月25日(火)～3月10日(火)	全地区	市民文化会館4階 第3小会議室	9:00～16:00

※臨時申告相談会場では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみ受け付けます。その他の申告書は受け付けませんので、表2の確定申告相談日に来場していただくか、伊勢税務署の相談会場を利用してください。

※臨時申告相談所は、臨時的に開設しており、対応する職員は1～2人です。混雑時には待ち時間が長くなりますので、ご了承ください。

伊勢税務署からのお知らせ

近年、e-TAX(電子申告)や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」などを利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

このため、資源保護および行政コスト削減の観点から、**申告書用紙の送付に代えて、確定申告に必要な情報やe-TAXなどの案内を記載した「確定申告のお知らせ」はがき(または封書)を送付しています。**

「確定申告のお知らせ」はがきは、e-TAXや国税庁ホームページを利用して申告したかたや各指導機関を通じて申告書を提出したかたに送付しています。

申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきを持参してください。

要です。また、医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。この場合でも、源泉徴収されている所得税があり、その還付を受けるかたは確定申告書の提出が必要です。

なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

市内での確定申告相談会の日程は、**表2**のとおりです。

なお伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西側)で、2月17日(月)から3月16日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)まで受け付けます。

申告に必要なもの

- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードまたはマイナンバー入りの住民票の写し)
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金などの源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書

社会保険料控除を受ける場合

- 国民健康保険税納付額通知書(税務課より1月20日発送)
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課より1月27日発送)
- 国民年金保険料控除証明書

生命保険料控除を受ける場合

- 生命保険料の控除証明書
- 地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
- 医療費控除の明細書
- 寄附金の領収書または受領証明書
- 障害者控除を受ける場合
- 障害者手帳
- 障害者控除対象者認定書
- 社会福祉事務所が発行

注意してください

各申告にはマイナンバーの記載やマイナンバー確認書類、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告相談会場は大変混み合います。

内容に不明・不備な点がありますと、相談に時間がかかり、申告するかたや順番待ちのかたに迷惑を掛けることになりません。

医療費控除の明細書や収支内訳書などは、あらかじめ記入し、完成させたいうえで会場に持参してください。

スムーズな申告相談の進行にご協力をお願いします。



表2 確定申告の申告相談日程

受付日	会場・受付時間	地区名
2月17日(月)	市民文化会館4階 大会議室 9:00~12:00 13:00~16:00	神島・菅島・和具・坂手・桃取・答志
2月18日(火)		小浜・安楽島・大明東・大明西・高丘
2月19日(水)		船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木
2月20日(木)		浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子
2月21日(金)		一丁目~五丁目・堅神・屋内・池上
3月13日(金)・16日(月)		全地区

※税理士への相談を希望するかたは、地区の指定日にかかわらず2月17日(月)~19日(水)にお越しください。

※表2の会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみを受け付けます。※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月17日(月)~19日(水)
午前9時30分~午後4時
(正午~午後1時は除く)

ところ 市民文化会館4階・大会議室
必要書類などくわしくは、伊勢税務署(☎0596 28 3191)へ問い合わせてください。

医療費控除は明細書の添付が必要です

平成29年分の確定申告(平成30年度市・県民税申告)から、領収書提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、これまでと同様に医療費の領収書の提示または添付によることもできます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、右記の6項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者の氏名
- ④療養を受けた病院などの名称
- ⑤被保険者などが支払った医療費の額
- ⑥保険者などの名称

医療費通知の内容